

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年4月28日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第7号

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(負担金の算出) 第20条 (略) 2 (略) 3 前2項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、<u>平成27年度</u>の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書の企業債明細書の未償還残高合計を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。<u>ただし、第16条の規定に基づく使用の廃止の届の提出日又は条例第29条の規定に基づく切断の日が平成28年5月1日から同年5月31日までの場合においては、「平成27年度</u><u>の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書」とあるのは「平成26年度</u><u>の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(負担金の算出) 第20条 (略) 2 (略) 3 前2項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、平成24年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書（以下「決算書」という。）における大阪広域水道企業団工業用水道事業貸借対照表の年賦未払金に、決算書の企業債明細書の未償還残高合計を加えたものを、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</p>
<p>様式第3号（第5条関係） 工業用水道 給水申込書（新規・変更） (略) 下記のとおり、給水を受けたいので、大阪広域水道企業団工業用水道供給条例第6条の規定により申し込みます。 <u>なお、給水を受けるに当たり、同条例及び同条例施行規程の各規定を遵守します。</u> (略)</p>	<p>様式第3号（第5条関係） 工業用水道 給水申込書（新規・変更） (略) 下記のとおり、給水を受けたいので、大阪広域水道企業団工業用水道供給条例第6条の規定により申し込みます。 (略)</p>

<p>(裏面) 注意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1日当たりの予定使用水量は、各時間当たりの予定使用水量の合計量です。 <u>なお、基本使用水量は、各時間当たりの予定使用水量のうち最大のものに24を乗じて得た水量となります。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(裏面) 注意事項</p> <p>1 <u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例及び大阪広域水独企業団工業用水道事業供給条例施行規程の各規定を遵守してください。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 1日当たりの予定使用水量は、各時間当たりの予定使用水量の合計量です。</p> <p>4 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月30日以前に提出された使用の廃止の届又は同日以前の給水施設の切断に係る負担金の算出方法については、なお従前の例による。
- 3 改正前の大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の様式により作成した用紙として使用することができる。